

【新設】(原価に算入した支払利子等)

66の5の2-1 法人が支払利子等(措置法第66条の5の2第2項第2号に定める支払利子等をいう。以下66の5の2-10までにおいて同じ。)の額につき固定資産その他の資産の取得価額に算入した場合又は繰延資産として経理した場合であっても、当該事業年度において支払うものは、支払利子等の額に含まれることに留意する。

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制(以下「本制度」という。)の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い(旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで)を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い(措通66の5の2-1から66の5の2-18まで)を新たに定めている。本通達は、「原価に算入した支払利子等」について、従来明らかにされていた取扱い(旧措通66の5の2-8)と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 本制度における支払利子等とは、その支払う負債の利子(これに準ずる一定のものを含む。)その他一定の費用又は損失をいうものとされている(措法66の5の2②二)。
- 3 ところで、法人がその支払う負債の利子等の額について固定資産その他の資産の取得価額に算入した場合又は繰延資産として経理した場合には、本制度の適用を待つまでもなく、その全部又は一部がその法人が負債の利子等の額を支払った事業年度の損金の額に算入されないこととなることから、これが上記2の支払利子等の額に含まれるのか疑義が生ずる。
- 4 この点について、本通達では、その支払う負債の利子等の額について固定資産その他の資産の取得価額又は繰延資産の額に含めた場合であっても、その事業年度において支払うものは、その事業年度において本制度の対象となる支払利子等の額に含まれることを留意的に明らかにしている。
すなわち、その事業年度において支払う負債の利子等の額のうち固定資産その他の資産の取得価額又は繰延資産の額に含めたため、直接その事業年度の損金の額に算入されていない部分の金額がある場合においても、その金額を含めたところで損金の額に算入しない額を算出することとなる。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達(連措通68の89の2-1)を定めている。